

盛岡市介護保険条例の一部改正について

平成27年6月2日

保健福祉部

1 改正の趣旨

所得の少ない第1号被保険者について行う介護保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの保険料率を定めようとするものである。

2 改正の内容

第6期盛岡市介護保険事業計画において所得段階区分が第1段階である第1号被保険者の介護保険料を3万7,000円から3万3,300円に軽減する。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成27年度以後の年度分の介護保険料について適用する。

・公費投入による低所得高齢者の保険料軽減について

資料

低所得者も保険料を負担し続けることを可能にするため、公費投入による新たな軽減措置を実施する。
公費負担割合は、国 50%、県 25%、市 25%となっている。

世帯	個人	段階区分の内容	段階	基本額			公費減免実施後															
				料率	月額 保険料	年額 保険料	平成27、28年度			平成29年度(※)												
							料率	月額 保険料	年額 保険料	料率	月額 保険料	年額 保険料										
非課税世帯	個人非課税者	生活保護者	第1段階	0.50	3,087円	37,000円	0.45	2,778円	33,300円	0.30	1,852円	22,200円										
		老齢福祉年金受給者 課税年金収入＋合計所得金額 80万円以下																				
		課税年金収入＋合計所得金額 80万円超 120万円以下											第2段階	0.70	4,322円	51,900円	同 左			0.45	2,778円	33,300円
		課税年金収入＋合計所得金額 120万円超											第3段階	0.75	4,631円	55,600円	同 左			0.70	4,322円	51,900円
		課税年金収入＋合計所得金額 80万円以下											第4段階	0.85	5,248円	63,000円	同 左			同 左		
課税世帯	個人課税者	課税年金収入＋合計所得金額 80万円超 (標準段階)	第5段階	1.00	6,174円	74,100円	同 左			同 左												
		合計所得金額 120万円未満	第6段階	1.20	7,409円	88,900円	同 左			同 左												
		合計所得金額 120万円以上 190万円未満	第7段階	1.30	8,026円	96,300円	同 左			同 左												
		合計所得金額 190万円以上 290万円未満	第8段階	1.50	9,261円	111,100円	同 左			同 左												
		合計所得金額 290万円以上 400万円未満	第9段階	1.70	10,496円	125,900円	同 左			同 左												
		合計所得金額 400万円以上	第10段階	1.95	12,039円	144,500円	同 左			同 左												

※ 平成29年度の料率及び保険料については、現時点で国から示されている料率の軽減幅を最大限実施した場合のものです。